

一般国道 36 号恵庭市「道の駅」の駐車場の維持管理に関する覚書の運用について

当運用は、「花ロードえにわ」の「道の駅」における維持管理に関する覚書の内、第 3 条（補修）及び第 4 条（維持管理）の詳細事項について定め運用するものとする。

第 3 条 補修

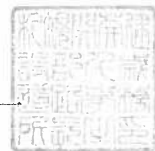
- ・第 4 条（維持管理）に該当する作業が原因となり発生した補修は、乙が行う。
- ・その他の原因による補修については、甲乙協議して行うものとする。

第 4 条 維持管理

- ・維持管理の作業内容は下記のとおりとする。
 - （1） 舗装・区画線・縁石・インターロッキング・照明・看板・排水施設等の維持管理
 - （2） 植樹（追肥、冬囲い、剪定含む）の維持管理
 - （3） 照明施設の電気代
 - （4） 駐車場内の清掃・草刈り・除雪作業

平成 19 年 1 月 17 日

甲 北海道開発局 札幌開発建設部
千歳道路事務所長 澤 田 順



乙 北海道恵庭市
恵庭市長 中 島 興 世

